



海外ビジネス情報 OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 大分貿易情報センター
OFTA (一社) 大分県貿易協会

Contents

世界

- 上海熱線 vol.64 上海の飲食業界で活躍する県留学生OB
- 武漢熱線 vol.72 武漢マラソン大会について
- 香港熱線 vol.71 香港で広がるシェアハウス

貿易実務

- 貿易協会シリーズ 貿易取引に関する予備知識
- 貿易協会シリーズ 海外OEM生産 -製造供給契約書の作成(3)-
- アドバイザーシリーズ BPAの追加と警告文、2016年改正が適用開始 -カリフォルニア州法プロポジション65-米国

お知らせ

- 平成30年度 大分県産加工食品海外販路開拓の事業スケジュールについて
- セミナー「フィリピン経済の現状と、日系企業のビジネス可能性について」
- ジェトロ出展支援予定「海外見本市・展示会一覧」(2018年度)
- 米国ミッション・マレーシア商談会のご案内

報告

- ハワイ日系スーパー「マルカイ」との個別商談会開催報告

事業報告

- 平成30年度 大分県の貿易

vol.118
2018 May.-Jun.

上海の飲食業界で活躍する県留学生OB

日中経済協会上海事務所大分県経済交流室（大分県上海事務所） 藤原 由博

はじめに

大分県は人口10万人当たりの留学生数が288人と全国1位（2015年度）であり、その卒業生は世界各地で活躍しています。実際に中国、台湾、香港で仕事をしていると卒業生と出会う機会が何度もあり、彼らの多くは大分県に縁を感じそれぞれの業務の中で積極的に大分県に関わろうとしてくれています。今回はこれらの卒業生の中で上海を中心に日本料理店を展開している張思奇氏の取り組みについて紹介します。

店舗展開と料理学校の設定

張氏は2000年に立命館アジア太平洋大学（APU）の1期生として入学し、卒業後は東京での商社勤務を経て、2005年に上海に戻り自分の貿易会社を立ち上げました。その後2011年の東日本大震災や為替変動の影響を受け会社を閉じ、失意のうちに1年間を過ごした後、2014年3月に日本料理店を立ち上げました。その後、店の評判が上がり中国人投資家から資金が集まり店舗展開を始め、上海のみならず南京や成都に11店の日本料理店を展開しています（2018年3月時点）。

中国で日本料理の人気は高く上海の日本料理店は3000店を超えると言われ、大都市以外にも日本料理店は増加していますが、張氏が中国内に店舗を展開する中で、大きな問題に直面し



取材に答える張氏

ました。それはこれだけ日本料理のニーズがあるにもかかわらず、調理の現場では日本料理に関する技術基準や衛生基準が無く、またそれを学ぶ機関が中国にはないため人材が育たないという問題です。

この状況を変えるために張氏は、日本の調理師専門学校や上海の飲食料理協会などと連携し、上海の職業技術学校のカリキュラムの中に中国飲食業界初めてとなる日本料理の専門講座を開設しました。この講座は月1回のペースで開催され、日本の高級料亭の料理長などを招聘し、日本料理の基礎や食文化等についての講義と実習が行われています。現在は短期講座の位置づけで、中華料理の料理人が料理の幅を広げるために受講することが多いようですが、今後は長期課程を開設し日本料理の料理人を育成する機関にしたいとのこと。張氏の日本料理講座設立の取り組みは、中国で「匠の精神」が見直され始めているということもあり、中国国営放送CCTVがドキュメンタリー番組を制作し、中国全土で放送されました。

今後の展開としては、料理学校で育成した人材が独立して店舗を開設する際に、運営管理などのノウハウ提供や資金面での支援を行い、また各店舗に安定的に食材を提供し味や品質を維持し、中国全土にブランドを展開していきたいとのこと。

おわりに

APU上海校友会の副会長でもある張氏は、約200名の上海校友会員の情報を収集し、現在APUで学んでいる在校生の就職支援や各種の情報提供ができる交流プラットフォームを作る計画があります。また将来的にはこのプラットフォームを日中企業がビジネス交流できる場に発展させ、多くのビジネスチャンスを生み出していきたいとのこと。

今回は張氏の取り組みをご紹介しましたが、張氏以外にも上海で日系企業向けに人材派遣を行っている高氏（APU卒）、台湾を中心に県産酒等を輸出している鍾氏（日本文理大学卒）など、私の周りだけでも多くの卒業生が日本や大分県と自身の故郷をつなぐビジネスを行っています。これらの人材は大分県にとってかけがえのない財産です。彼らも自身のビジネスが第二の故郷である大分県に貢献することを望んでいますので、彼らと県内経済の相互にメリットが生み出せるように協力していきたいと思えます。



3月にオープンした新店舗「旬四時五味」



講習会の様子

武漢マラソン大会について

大分市商工労働観光部創業経営支援課

今回は、武漢の新しい肩書をご紹介します。
それは「マラソンイベントの武漢」という新たな武漢の顔です。

昨今の健康志向の波は、老若男女を問わずに中国全体の大きなトレンドとなっていますが、特にここ武漢では顕著です。市人口1,200万人のうち、大学生が1割を占め、若いビジネスマンやビジネスウーマンが多い武漢、まちなかのランニングロードやサイクリングロードの整備ともあいまって、朝夕の気軽なジョギングは、市民にとって身近な健康法となっています。

中国政府や地方政府も健康増進とともに、様々な大会の開催に熱心です。中国で開催されているマラソン大会は、中国田径協会（中国陸上競技協会）が把握しているものだけでも年間に1,000回以上あるといわれています。当然、数多くのランナーがマラソンに果敢に挑戦していることになります。

さて、新しい武漢の顔ともなった武漢マラソンですが、第1回は2016年4月に開催されています。第3回となる今年は4月15日にフルマラソン、ハーフマラソン、10キロロード、市民ジョギングの競技種目とコースで競われました。

エントリーが可能な人数2万4千人に対して、応募者はなんと13万5千人にのぼる人気の大会となりました。

今や武漢マラソン大会は、全国陸上競技協会公認の中国4大トップマラソン大会の一つに称せられる大きな大会となっています。今年のコースは漢口側の長江沿いの道路、沿江大道の起点をスタート地点とし、武昌の歡樂谷をフィニッシュとするコースです。途中、漢水を渡って、漢陽を經由し、長江を横断する長江大橋を越え、武昌の黃鶴樓、辛亥革命博物館広場、楚河漢街、武漢大学、梅園、東湖湖畔、梨園など観光名所を経て、終点に至る風光明媚なコースとなっています。歴史史跡と現代高層ビル建築群をぬいながら、大河長江やきらめく湖のウォーターフ

ロントを走ることができるマラソンコースは、数あるマラソン大会の中でも選手と応援者、観戦者を魅了してやまない秀逸の大会だと評判です。

第3回大会の結果ですが、これまでの2大会は男女ともフルマラソンの1位～3位までを外国人選手が独占しておりましたが、今回は女子の2位と男子の3位に中国人選手が食い込むなど、応援も熱気あふれ、大変な盛り上がりを見せることができました。

大会開催後の報道でも「武漢マラソン大会はできて間もない大会だが、大都市の魅力的なコース設定とホスピタリティーあふれる大会運営で、数多くあるマラソン大会の中で際立っていた。参加競争倍率が春節の航空や鉄道のチケットと同等にもかかわらず、応募者や走者からの不満の声も聞こえず、武漢市のブランド価値を上げる最高の大会となっている。武漢の名刺に新たな美しい肩書が増えた。」と高い評価を受けました。

来年のマラソン大会に大分のみなさんも是非、友好都市を気持ちよく走ってみませんか。私たち武漢事務所のスタッフも熱烈応援します!!



香港で広がるシェアハウス

大分銀行 香港駐在員事務所 次席 庄司 真央

香港の住宅を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。住宅価格は右肩上がりに上昇を続け、今や新築マンション価格は、中心部では40㎡程、郊外でも70㎡程の物件は日本円で1億円以上します。香港市民の現在の平均世帯収入は月額25,000香港ドル(約35万円)と10年間で約1.5倍増加しました。一方で家計支出のなかで特に大きな割合を占める食費と家賃支払いなどの住宅費の割合を見ると、食費はここ10年間、約27%と変化はありませんが、現在の住宅費は10年前の29%から現在は36%と負担は増加しています。香港では高騰を続ける住宅価格に対し、若者や中間層の約半数が向こう10年間の住宅購入は不可能と悲観的な見方が広がっています。今回は、香港の住宅事情や若者の間で利用者が増加しているシェアハウスについてお伝えします。

【香港の住宅事情と香港特有の間仕切り住宅】

香港の住宅の約8割はマンション等の集合住宅で、事業者が運営するサービスアパートや公共住宅を除き全て分譲型です。分譲マンションの所有者は主に個人で、自己居住目的のほか、香港や中国本土の富裕層が投資目的に複数購入するケースも多く見受けられ、前述の住宅価格高騰に拍車をかけています。住宅価格の高騰は賃貸価格に影響し、中心部(40㎡の部屋)で月額平均18,000香港ドル(約25万円)、郊外でも11,840香港ドル(約16.5万円)と東京都心の高級マンション並みの水準になっています。この賃料高騰の影響を強く受けているのは香港の若者です。収入も資産も比較的に少ない若者には一般的である高額な民間賃貸マンションの家賃を払う余裕はありません。また、平均賃料2,000香港ドル(約2.8万円)の安価な公共住宅は入居希望者多数のため平均5年待ちの状況が続いています。そのため、最終手段として「間仕切り住宅」に居住しています。間仕切り住宅とは、オーナーがマンションの1室を壁やドア等の設置により間仕切りすることで、通常マンションと同様複数世帯がそれぞれ個室に居住できるように改装された住宅です。2016年の香港政府の調査によると、同住宅への居住者は約21万人と1年間で約5%増加しました。一世帯2~3人で居住しているため、1人当たりの平均居住面積は僅か5.3㎡と、ミニバン車1台分程の広さです。賃料相場は4,500香港ドル(約6.3万円)と分譲型賃貸マンションよりは格安なもの、その多くがコストや賃料収入を重視する個人オーナーにより建築法や消防法上問題のある改修が行われています。

そのため、火災時の避難経路の遮断、不十分な排水・配電・換気システム、脆い建築資材の使用などで危険な住環境下にあります。



香港の代表的な「間仕切り住宅」※香港政府統計局より引用

【シェアハウスの現状】

このような香港の厳しい住宅問題を受けて、政府は違法性のある間仕切り住宅の摘発や工業用ビルの住宅用への転換及び公共住宅の増設を進めています。また、2017年からは完成までに時間のかかる公共住宅の建設と並行し、中短期の解決策としてシェアハウスの供給を始めました。「香港社会サービス連絡会」という政府と連携するNGO団体が政府等から資金提供を受けて大手財閥や個人から募集した物件を借り上げ、シェアハウスとして改修し、その物件を公共住宅への入居3年以上待ちの市民を対象に世帯の収入に応じ安価な料金で賃貸します。各部屋の入居世帯はソーシャルワーカーなど専門家による助言のもと家族構成や性別等に配慮の上1室につき2世帯ずつ組み合わせます。入居前に入居者同士の面談を実施し、双方の合意を得た上で入居を決定するなど環境を整えることで入居者を惹きつけています。

民間でも数年前から新たなシェアハウスを運営する事業者が増えています。公共住宅に入居できない世帯や低所得者層を中心に受け入れている政府に対し、民間では主に大学生や若い単身の社会人を主要顧客としています。間仕切り住宅とほぼ同価格で貸し出すため、築年数の古い中古物件を改修し、家具類や無料Wi-Fi、スポーツジムなどの設置やクリーニングサービスといった幅広いサービスを提供することで入居者へ快適な住環境を提供しています。個人のプライバシーは確保できても窮屈で健康上悪影響を及ぼす間仕切り住宅よりは、プライバシーは制約されても広くて綺麗な居住空間を1室4人前後で共有した方が良いと考える若者は増加傾向にあります。高い教育レベルを背景に世界中から留学生が集まる香港の大学は深刻な学生寮不足に直面しており、毎年新入生の約4割が学生寮に入居できず結果的に間仕切り住宅等への入居を余儀なくされています。大学は学生寮の補完手段として民間企業が運営するシェアハウスの部屋を複数確保するなど、利用ニーズは広がりつつあります。

【おわりに】

衣食住の充実が人間が生活する上での基本的要素であり、香港では特に住居に問題を抱えている人が多くいます。金銭的な問題から特に厳しい住環境に置かれている若者を中心に一時的な住居の選択肢としてシェアハウスは受け入れられつつあります。同時に、主に中古物件を改修し運営するシェアハウスは、現在約3万棟、2020年には6万棟にまで倍増すると言われる老朽化ビルの不動産価値の向上に寄与できる新たな活用方法としても注目を集めています。限られた居住空間のなかで少しでも快適な住環境を望む香港市民の需要は多く、今後シェアハウスのような新たな住宅ビジネスはさらに広がっていくものと思われれます。

※本レポートでは、2018年4月30日のレート
1香港ドル=13.92円を参考にしています。

輸出取引の仕組み 1

貿易取引に関する予備知識

関西大学教授 博士(商学) 吉田 友之

1. 海外取引におけるおもな形態的分類

海外取引は、企業の取り扱う商品、販売先国の規制、企業戦略などにより、間接貿易、直接貿易、駐在員事務所・支店の開設、現地法人の設立といった推移で発展する。現地法人(工場)の設立をもって、わが国と相手国との直接的な貿易取引は原則的になくなることになる。しかしその場合であっても貿易取引に関する知識・ノウハウが不要になるということにはならない。例えば、現地法人(工場)で製造した商品を当該国からわが国または第三国に販売する場合があります、その際には当然貿易取引に関する知識・ノウハウが必要となってくる。

1) 間接貿易と直接貿易

間接貿易は、間接貿易(輸出)と間接貿易(輸入)があり、間質とも称され、おもにメーカーが国内の商社に輸出入業務を委託しそれを通じて海外と取引することをいう。

間接輸出では、メーカー(売主)が商社(輸出者)に対して国内販売を行い、商社が海外の輸入者に対して輸出を行う。間接輸出では、メーカーは、商社に輸出取引を委託するため、商社機能を利用できるようになり、そこから生じるリスク、例えば輸入者の信用リスク、代金回収リスク、為替リスク、クレーム・リスクなどを負う必要がない。また、メーカーは、当該商社の有する輸出のノウハウを利用できるため、自社に輸出取引に精通した人材がいなくても国内取引の延長として輸出取引に踏み出せる。一方、メーカーは、商社にマージン(手数料)を支払うことになるため売価が高くなりがちであり、輸入先の顔が見えないため委託する商品に対して適切な販売促進策を講じることが難しい。間接輸入では、海外の輸出者から商社(輸入者)が輸入し、国内の買主に国内販売を行う。間接輸入においても間接輸出とほぼ同様のメリット・デメリットが生じる。

直接貿易は、直接貿易(輸出)と直接貿易(輸入)があり、直質とも称され、輸出入者は商社に輸出入業務を委託せず、直接自ら貿易業務を行うことをいう。

直接輸出では、メーカーが輸出者本人として海外の輸入者に対して輸出を行う。直接輸出では、メーカーは、商社に対してマージンを支払う必要がないためコストの削減が可能となり、輸入者と直接交渉するため輸入者のニーズを的確に入手でき、その情報を販売促進策に反映することができる。一方、メーカーは、商社機能を利用できなくなるため、貿易取引で生じる様々なリスクを負担しなければならない。具体的には、メーカーは、輸入国のカントリー・リスク、輸入者の信用リスク、代金回収リスク、為替リスク、クレーム・リスクなどを負う必要が生じる。また、輸出取引や貿易に関連する法律などに精通し適切な通関・海貨業者の選定を行える人材の確保が必要となる。直接輸入では、海外の輸出者から輸入者本人として輸入を行う。直接輸入においても直接輸出とほぼ同様のメリット・デメリットが生じる。

2) 加工貿易

加工貿易は、順委託加工貿易と逆委託加工貿易に分類できる。前者は、わが国の業者(受託者)が海外の業者(委託者)から

原材料の提供を受け、これを加工・製造したうえで、その加工製品を委託者の指定する先へ輸出する取引をいい、委託者から加工賃が支払われる。後者は、わが国の業者(委託者)が海外の業者に原材料を提供して加工・製造を委託し、その加工製品を輸入または第三国に輸出する取引をいい、委託者が加工賃を支払う。わが国の業者が海外の安い労働力(加工賃)を用いる目的で利用するケースが多く、一般的に委託加工貿易と称する場合には逆委託加工貿易を指す。

3) 三国間貿易

三国間貿易は、仲介貿易と中継貿易に分類できる。前者は、三国間貿易とも称され、わが国の業者(仲介業者)が売買の当事者となり、輸出者と輸入者の間に立ち、輸出国の輸出業者より商品を購入し代金を支払い、輸入国の輸入者に当該商品を取引し代金を受け取り、当該商品は輸出者から輸入者に直送される形態の取引である。後者は、わが国の業者が商品の輸出国の輸出者から輸入国の輸入者宛に直送せず、わが国の業者が所在する国(第三国)に一旦荷揚げし、その後当該商品になんの手も加えずまたは加工して、輸入国の輸入者に輸出される形態の取引である。

2. 国際取引と国内取引の相違点

1) 売買当事者が異国に所在

時差があり十分なコミュニケーションを取ることが難しくなりがちである。相手国によりカントリー・リスクに高低があり、相手先の信用度合いを見極める必要がある。また、商品の運送が長距離となり長時間を要するため、運送中に生じる商品の損傷に対する措置を講じる必要がある。

2) 諸手続の必要性

各国政府は、国民の安全・安心を守るためにまたは国際的な平和を実現・維持するため、海外へ商品の流出および海外からの商品の流入を管理・規制しているため、売買当事者はこれに対応した諸手続を適宜行わなければならないことに留意が必要となる。

3) 社会構造の相違

使用言語が異なり取引交渉において困難が伴う場合がある。人種構成、宗教、教育水準などにより法制度・法体系、経済構造、商慣習などが相違することに留意する必要がある。取引に適用する法律が異なる国同士でどの法律が当該取引に適用するのかを考慮する必要がある。また、取引にトラブルが生じた場合にいかなる解決方法をとることができるのかについても考慮が必要となる。

4) 代金決済方法の相違

代金回収方法により確実に代金を回収できるのかの代金回収リスクの不安がある。建値を外貨建てとした場合には、為替相場の変動により為替差損が生じることがあり、その為替変動リスクを回避するための方策を考慮する必要がある。

国際的生産連携 -OEM契約 7-

海外OEM生産

— 製造供給契約書の作成(3) —

GBC(ジービック) 大貫研究所 代表
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事
 同志社大法学研究科 スーパーバイザー 大貫 雅晴

前回に引き続き、海外OEM製造供給契約について、その主要条項の留意点及び英文条項を紹介する（OEM生産の契約形態を売買契約型、また、英文例は、「ABC」を「委託者」、XYZを「受託者」）。

1. 海外OEM製造者の出荷前品質検査と報告義務

1) 出荷前品質検査

海外OEM製造者（受託者）が委託者のために製造、供給するOEM製品が、製品仕様及び保証規定などに従った製品であることを、出荷前に確認するシステムを構築しておくべきである。OEM製品の品質管理の一環として、受託者の技術者による出荷前の品質検査を厳密に行うことを義務付ける規定を契約書に設けておくべきである。

出荷前品質検査の実施において、その検査基準のプロセス、マニュアルを明確に取り決めておかなければならない。検査基準マニュアルは、委託者が準備するのか、又は受託者が準備するのかを取り決めておく必要がある。例えば、委託者が「品質検査マニュアル」を作成してそれを受託者に提供し、受託者はその品質検査マニュアルに従って出荷前品質検査を実施することになる。

受託者が品質検査マニュアルを作成する場合は、委託者がそれを確認、チェックして、委託者の最終承認を条件とすることが大切である。出荷前品質検査マニュアルは、検査結果のデータとともに委託者がOEM製品に関して、製造物責任訴訟に巻き込まれた場合等には、重要な証拠書類となるものであることを考慮しておくべきである。

委託者が準備した製品検査マニュアルに基づく厳格検査義務の英文規定を以下に示す。

XYZ shall conduct a thorough inspection of the Products to insure that they comply with the Product Specifications and warranties as provided for herein. Such inspection shall be performed in strict compliance with a product inspection manual provided by ABC to XYZ.

2) 検査データ保管義務、報告義務

受託者が実施した出荷前検査結果を纏めたデータ及び記録は、受託者にその保管を義務付けておくことが大切である。また、委託者の要請がある場合には、委託者にその検査結果報告書の提出を受託者に対して義務付けておくことも忘れてはならない。

受託者の検査報告書作成、保管、委託者への提供義務の英文条項を以下に示す。

XYZ shall maintain true and accurate records in relation to the inspection of the Products in the form of report, and if requested by ABC, XYZ shall submit it to ABC.

3) 委託者の製品製造工程の立ち入り、検査権留保

OEM製品が製品仕様、仕様書、保証規定に従って製造されているか、また、検査マニュアルに従って厳格に品質検査を実施しているかを確認するための手段として、委託者がOEM製品製造工場に立ち入り、現場で検査を監査、検証する権利を確保しておくことが大切である。

委託者の受託者工場への立ち入り及び検査権の英文条項例を以下に示す。

ABC may at all times to enter into the premises of XYZ and inspect the Products and their manufacturing process to ensure that the Products are manufactured in strict compliance with the Product Specifications and other warranties as provided herein.

2. OEM製品の品質保証

受託者が委託者のために製造、供給するOEM製品が、①製品仕様に従った製品であること、②良質で、商品としての適格性を有していること、③仕上げと材料の点で、顕在的（明らかな瑕疵）、潜在的（隠れた瑕疵）に欠陥がないこと等について、受託者に表明、保証義務を課す保証義務規定を設けて、受託者を拘束しておく必要がある。万が一、受託者に表明、保証違反があった場合には、OEM製品の返品、損害賠償請求、契約解除の権利行使の原因となる。

供給されるOEM製品の隠れた瑕疵を含む無瑕疵の製品の保証、製品仕様、見本の適合性の保証、商品性の保証義務に関する英文条項例を以下に示す。

Warranty

XYZ hereby represents and warrants that any and all Products manufactured by XYZ and supplied to ABC shall:

- 1) be delivered in a timely fashion and as stipulated in the article /// (delivery);
- 2) comply in all respects with the Products Specifications;
- 3) be of good and merchantable quality and suitable for the normal purpose;
- 4) be free from defects both detectable and latent in workmanship and materials;
- 5) conform in all respects to the sample products supplied by XYZ to ABC;

3. 瑕疵製品の返品、損害賠償等

前述の受託者の表明、保証義務規定に対応する規定として、受託者が製品仕様、保証規定に適合しない、不適合、瑕疵の製品を供給し委託者がかかる不適合、瑕疵を発見した場合に、受託者に通知をすることにより、委託者がどのような救済を受けるのかを明確しておく必要がある。例えば、受託者の表明、保証違反があった場合に、委託者は、①不適合、瑕疵製品の返品、代替品の請求、損害賠償請求、②将来に向けての契約の解除権などが考えられる。

明らかな瑕疵、隠れた瑕疵、欠陥、製品の不足に対する受託者の代替品の供給義務、代替履行の救済に加えて、委託者の損害賠償請求の権利留保の英文規定を示す。

Products Return and Cancellation of Orders

Upon ABC's discovery and notice to XYZ of any Products that do not comply with the Products Specifications or to the terms of the contract or that contain any other defects whether latent or apparent or of any deficiency in XYZ's supply of the Products, XYZ shall at its own cost and without delay deliver replacement of such Products to ABC, provided that this article shall not restrict ABC in any way from making any claims against XYZ for any damages accrued from any non-compliance, defects or deficiencies in the Products. Notwithstanding the above, ABC may cancel the contract with respects to the future installment shipments

(つづく)

BPAの追加と警告文、2016年改正が適用開始

— カリフォルニア州法プロポジション65 — 米国

日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
アドバイザー 内山 正敏

カリフォルニア州法プロポジション65（安全飲料水および有害物質施行法）は、2016年に2つの改正が行われ、**移行期間を経て2018年1月からリストに追加されていたビスフェノールA（BPA）の適用が始まり、8月からは警告文の製品への表示ルールが変更される。**しかし、食品メーカーなどからは戸惑いの声も多く寄せられており、あらためてこれら改正の概要や対応方針について紹介する。

—ジェトロHP <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/02/2b015d0c37948af4.html> から抜粋—
シカゴ、ロサンゼルス発 2018年02月13日

*ビスフェノールAとは。主にポリカーボネート、エポキシ樹脂と呼ばれるプラスチックの原料として使用される、ビスフェノールAが体内に取り込まれる主な経路の一つに、食事を通しての摂取があります。その原因としては、ポリカーボネート製の食器、容器からビスフェノールAが飲食物に移行するケースや、食品缶詰または飲料缶内面のエポキシ樹脂による防触塗装が施された部分からビスフェノールAが飲食物に移行するケースなどが挙げられます。

しかし、国内で製造されるこれらの食品用の器具、容器包装については、早くから代替品への切り替えや、技術改良などの事業者の自主的な取り組みがなされてきていますので、事前に食品容器や飲料容器、および飲料缶や飲料瓶や飲料缶のキャップを製造している製造業者へBPA（ビスフェノールA）含有の有無を確認しておくことをお勧めします。

BPAをリストに追加し規制を強化

カリフォルニア州法プロポジション65では、900項目を超える化学物質がリスト化され、これらの使用に対しては同州環境保護庁有害物質管理局（OEHHA）が警告文の表示を求めている。改正の概要は次のとおり。

◇リストへのBPAの追加

BPAは、プラスチック容器や缶のふた、ペットボトルのキャップなど、さまざまな商品に含まれている。連邦食品医薬品局（FDA）は、2012年に哺乳瓶や乳幼児製品へのBPAの使用を禁止したが、他の食品容器には規制をしていなかった。こうした中、カリフォルニア州では2016年5

月11日に同州法プロポジション65のリストにBPAを追加し、規制強化を図った。同州で製品を製造していなくても、販売・流通させる場合には州の指定した警告文の表示が求められ、違反に対しては1日2,500ドル以下の罰金が科せられる可能性がある。

*食品容器や飲料缶、飲料瓶のキャップにBPA（ビスフェノールA）含有の有無や警告文の貼り付けについて輸出者、輸入者、販売者と輸出前に打ち合わせる必要があります。

◇警告文の改正

同州有害物質管理局（OEHHA）が求める警告文の表示内容などについては、2016年8月30日に主に次のような改正がなされた（2016年11月14日記事参照）。

1. ピクトグラム（視覚記号）の表示：食品以外の製品は黄色と黒太字で、感嘆符を用いた警告のシンボルを使用する必要がある。
2. 化学物質名の記載：事業者は警告の対象となる製品・場所に含まれる化学物質名を少なくとも1つ記載し、この化学物質が引き起こすリスク（がんや出生障害、その他の生殖障害）を特定する必要がある。
3. 免責される警告文の改正：州が記載すべき警告文として指定してきた文言の変更。
4. 英語以外の言語の表示：警告が記載された製品表示、ラベル、タグが英語以外の消費者情報を含む場合、英語以外の警告も記載する必要あり。
5. 免責される警告は対象に応じて適用：食品、サプリメント、レストランなどの一定の製品については特定の警告文が適用される。

事業者への影響を考慮し経過措置

これらの改正については、その影響が広範囲に及ぶことから、事業者の準備期間としてそれぞれ次のとおり経過措置が設けられている。

◇BPAのリスト追加に係る経過措置

2017年12月31日までは経過措置として、個々の製品に警告文を貼り付けなくても、以下のような、「Many food and beverage cans (多くの食品、飲料缶)」など全体を指した警告文を店頭などの販売場所 (point of sale、注) に掲示することが認められてきたが、2018年1月からは、警告文を個々の製品ラベルに貼り付けるか、警告標識 (標識：警告文やタグ) をラベルや陳列棚に付けるといった対応が必要になっている。

「WARNING: Many food and beverage cans have linings containing bisphenol A (BPA), a chemical known to the State of California to cause harm to the female reproductive system. Jar lids and bottle caps may also contain BPA. You can be exposed to BPA when you consume foods or beverages packaged in these containers. For more information go to: P65Warnings.ca.gov/BPA.」

◇警告文の改正に係る経過措置

当改正の効力が生じるのは2018年8月30日とされ、該当する商品のラベルに記載される「製造日」が同日以降の場合は、改正された警告文の表示内容を順守する必要がある。

BPAを使用する業者は特に注意を

BPAを使用する業者においては、2018年1月のリスト追加後、および8月30日の警告文の改正後にどのような対応が求められるか、以下にまとめる。

(1) 2018年1月1日～8月29日 (BPAリスト追加から警告文改正経過措置終了まで)：以下の例のような警告文を掲載する必要がある。これについては、陳列棚 (product-specific point of sale) での該当商品を特定した警告文の表示、もしくは該当商品への警告文の貼り付け (on-product labeling) で規制をクリアできるが、2017年12月31日までの販売場所 (point of sale) での全体を示す警告文の表示と異なり、「本製

品」などの製品を特定した警告文で表示を行う必要がある。なお、当然のことながら、8月30日からの表示規則改正を加味したものを貼り付けることが可能だ。

「WARNING: This product contains chemicals known to the State of California to cause birth defects or other reproductive harm.」

(2) 2018年8月30日以降 (完全施行)：以下の例のような表示規則改正を踏まえた警告文を製品に掲載する必要がある。(1)と同様に、陳列棚での該当商品を特定した警告文の表示、もしくは該当商品への警告文の貼り付けで規制をクリアできる。

「WARNING: Consuming this product can expose you to chemicals including [name BPA or another listed chemical], which is [are] known to the State of California to cause birth defects or other reproductive harm. For more information go to: 65Warnings.ca.gov/food.」

警告文の表示場所にも注意が必要

陳列棚での警告文の表示については、それが「確実に」なされる必要があり、小売店側との密な連携が不可欠となる。「どこに置かれるか分からない」といった場合は、個々の製品への警告文の貼り付け、もしくはBPA未使用の容器に切り替えることを視野に入れておくべきだろう。

加えて、カリフォルニア州での規制ではあるが、米国向けに流通している警告文の貼り付けがない商品が、自社の知らない流通経路で同州内の消費者に販売されるリスクもあるため、事業者は注意が必要だ。

このように2つの改正が続いて、その適用が複雑となっているが、BPAについては既に該当商品を特定した警告文の表示対応が求められており、警告文の内容については、適用開始日の2018年8月30日を見据えた対応が必要となる。事業者は、例えば食品・飲料または容器に含まれる化学物質の判定、警告文の表示、販売会社との契約に十分な補償条項があるかなど、入念に確認しておくべきだろう。

(注) 食品や飲料の支払いを行うレジなどを意味しており、消費者には缶入り・瓶入り食品や飲料を購入する前に警告文の表示を認識してもらう必要がある。

平成30年度 大分県産加工食品海外販路開拓の 事業スケジュールについて



県では、日本産食品輸出の主要市場である東アジアの各国・地域（中国本土、香港・マカオ、台湾、ベトナムなど）をはじめ海外において、県内事業者が積極的に販路開拓、拡大に取り組むことができるよう支援を行っています。

支援にあたっては、JETRO大分や大分県貿易協会と連携し、貿易に係る知識やノウハウ、商談スキルの取得等の研修・セミナーを開催するほか、海外での見本市・物産展への出展支援や商談会の開催、大分県上海事務所駐在員による情報提供と個別商談支援等、各企業の取組段階に応じた支援を行います。

なお、平成30年度における県産品加工食品輸出促進の取組については、下記のとおり実施する予定です。

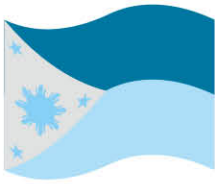
月	中国本土	香港・マカオ	台湾	北米
4				ハワイ日系スーパー「マルカイ」 との個別商談会 (国内商談会) 出展者募集: 3月下旬～4月6日 会 期: 5月10日・5月11日
5				
6	九州物産展等 (物産展)			
7				
8		香港フードエキスポ2018 (海外見本市) 出展者募集: 4月3日～4月12日 会 期: 8月16日～8月18日		
9				
10			新光三越日本商品展、大分フェア等 (物産展) 県産食品輸出商談会 (海外商談会) 出展者募集: 5～6月頃を予定 会 期: 秋頃を予定	Taste of Kyushu Fair (物産展) ※場所: マルカイ・ ホールセール・マート・ハワイ
11		ユニー香港日本食品フェア(仮称) (物産展)		
12				
1				
2				九州フェア (物産展) ※場所: マルカイ・ ホールセール・マート・ハワイ
3				

※本スケジュールは平成30年4月9日現在のもの。その他の取組については、内容が確定次第、随時更新予定。

※出品・出展者の参加募集については、『「物産おおいた」のお知らせ』のページにて随時お知らせします。

「物産おおいた」からのお知らせホームページURL <https://news.bussan-oita.jp/>

お問合せ先 大分県商工労働部商業・サービス業振興課 貿易・物産・フラッグショップ班 河野
 TEL : 097-506-3288 FAX : 097-506-1754 Email : kawano-hiroki@pref.oita.lg.jp



フィリピン経済の現状と、 日系企業のビジネス可能性について

JETRO

フィリピンの経済成長率は昨年6.7%を記録。2010年代以降着実な経済発展の勢いを維持し諸国との比較でも高水準のパフォーマンスを示しています。豊富な人的資源、英語力、投資優遇措置を背景とした輸出向け製造拠点、IT-BPO拠点としての魅力のみならず、旺盛な消費意欲と国内も含めた投資の活性化に伴い新たな市場としても注目され始めました。このような中、今回ジェトロ大分貿易情報センターでは、フィリピンに駐在するジェトロ駐在員を講師として招き、フィリピン経済の概況と日系企業のビジネス状況、今後の可能性、食品関連を含む現地の消費動向を解説するセミナーを開きます。

日時 2018年6月13日(水) 14:00~16:00 (13:30~受付開始)

会場 全労済ソレイユ 3階 水仙の間 (大分県大分市中央町4-2-5)

講師 ジェトロマニラ事務所 経済連携促進アドバイザー 安藤 智 洋

参加費 無 料 (※お車でご来場の場合は、お手数ながら会場近隣の有料駐車場をご利用ください)

定員 40名(先着順) (定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。)

申込締切 2018年6月12日(火)

申込方法 参加申込書にご記入の上、FAXまたはE-mailにて送付ください

申込み先 【FAX】097-513-1868 【メール】OIT@jetro.go.jp

問合せ ジェトロ大分貿易情報センター 担当/二原、岡野 TEL:097-513-1868

主催 ジェトロ大分貿易情報センター

共催 大分県、一般社団法人大分県貿易協会、大分銀行、日本政策金融公庫大分支店、商工中金大分支店、大分商工会議所



参加申込書

「フィリピン経済の現状と、日系企業のビジネス可能性について」 6月13日(水)開催

ジェトロ大分貿易情報センター行 (担当: 岡野) FAX:097-513-1881 または OIT@jetro.go.jp

(必須) 貴社名			
(必須) 参加者	部署/お役職	お名前	E-mail
			@
			@
(必須) 連絡先	※電話番号は必ずご記入ください		
	TEL: _____	FAX: _____	
	所在地 〒 _____		
(必須) メルマガ配信	ジェトロ大分では、貿易・投資、知的財産権に関する情報や、展示会・セミナー等のイベント情報等、国際ビジネスに欠かせない各種最新情報を週に1回程度Eメールにてお届けするメルマガジンサービスを提供しております。皆様のビジネス活動や情報収集の一助として是非ご活用ください。 ★配信を希望される場合は、チェックをお願いします(無料)。 <input type="checkbox"/> 配信を希望します。		
《自由記入欄》			

ご記入いただきましたお客様の個人情報は適切に管理するとともに、本セミナー運営のため、および、ジェトロ大分から今後セミナー等事業のご案内のために利用させていただきます。 お客様の個人情報保護管理者: ジェトロ大分所長 TEL: 097-513-1868

JAPAN ジェトロ出展支援予定「海外見本市・展示会一覧」 (2018年度)

※政治情勢の変化等により出展予定が変更となる可能性がございます。
既に募集を終了したものは除いています。

お問い合わせ先：日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター TEL：097-513-1868

No.	展示会名	募集時期 (予定)	小間数 (予定)	会 期	開催地	担当課	お問合せ先
1. 農林水産・食品							
1	China Fisheries & Seafood Expo 2018	未定	5	2018年11月7日-9日	中国・青島	農林水産・食品部	03-3582-5546
2	Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2018	未定	16	2018年11月8日-10日	香港	農林水産・食品部	03-3582-5546
3	FHC China 2018	未定	40	2018年11月13日-15日	中国・上海	農林水産・食品部	03-3582-5546
4	Winter Fancy Food Show 2019	未定	32	2019年1月13日-15日	米国・サンフランシスコ	農林水産・食品部	03-3582-5546
5	Sirha 2019	未定	20	2019年1月26日-30日	フランス・リヨン	農林水産・食品部	03-3582-5546
6	BIOFACH 2019	未定	13	2019年2月13日-16日	ドイツ・ニュルンベルク	農林水産・食品部	03-3582-5546
7	Gulfood 2019	未定	28	2019年2月17日-21日	UAE・ドバイ	農林水産・食品部	03-3582-5546
8	KOREA BUILD 2019	未定	30	2019年2月下旬	韓国・高陽	農林水産・食品部	03-3582-5546
9	Hong Kong International Diamond, Gem & Pearl Show 2019	未定	100	2019年2月26日-3月2日	香港	農林水産・食品部	03-3582-5546
10	Expo ANTAD 2019	未定	13	2019年3月6日-8日	メキシコ・グアダハラ	農林水産・食品部	03-3582-5546
11	Seafood Expo North America 2019	未定	11	2019年3月17日-19日	米国・ボストン	農林水産・食品部	03-3582-5546
2. 機械・部品							
1	IMTS	募集中 (6月5日締切)	10	2018年9月10日-15日	米国・シカゴ	ものづくり産業課 (機械班)	03-3582-1673
2	METALEX	2018年6月頃	36	2018年11月21日-24日	タイ・バンコク	ものづくり産業課 (機械班)	03-3582-1673
3	Manufacturing Indonesia	2018年6月頃	36	2018年12月5日-8日	インドネシア・ジャカルタ	ものづくり産業課 (機械班)	03-3582-1673
3. 環境・エネルギー							
1	Smart City Expo World Congress 2018	2018年6月頃	15社	2018年11月13日-15日	スペイン・バルセロナ	環境・インフラ課	03-3582-5542
4. ライフサイエンス							
1	Arab Health	2018年8月頃	23	2019年1月	中東	ヘルスケア産業課	03-3582-8351
5. ファッション・繊維							
1	Liberty Fairs New York	2018年10月頃	10	2019年1月	米国・ニューヨーク	生活関連産業課 (ファッション班)	03-3582-1670
2	Paris sur Mode/Premiere Class 秋冬展	2018年11月頃	13	2019年3月	フランス・パリ	生活関連産業課 (ファッション班)	03-3582-1670
3	TRANOI PARIIS WOMEN'S 秋冬展	2018年11月頃	12	2019年3月	フランス・パリ	生活関連産業課 (ファッション班)	03-3582-1670

No.	展示会名	募集時期 (予定)	小間数 (予定)	会 期	開催地	担当課	お問合せ先
6. デザイン							
1	TOPDRAWER 2018	2018年5月頃	8	2018年9月9日-11日	英国・ロンドン	生活関連産業課 (デザイン・日用品班)	03-3582-5015
2	コスモプロフ・アジア	募集中 (6月12日締切)	20	2018年11月14日-16日	香港	生活関連産業課 (デザイン・日用品班)	03-3582-5015
3	アンビエンテ	2018年8月頃	7	2019年2月8日-12日	ドイツ・フランクフルト	生活関連産業課 (デザイン・日用品班)	03-3582-5015
7. コンテンツ							
1	Gamescom	2018年5月	10	2018年8月	欧州	クリエイティブ産業課	03-3582-1671
2	MaMA	2018年6月	10	2018年10月	欧州	クリエイティブ産業課	03-3582-1671
3	アメリカン・フィルム・マーケット	2018年5月	12	2018年11月	北米	クリエイティブ産業課	03-3582-1671
4	KINOTAYO	2018年5月	未定	2018年11月	欧州	クリエイティブ産業課	03-3582-1671
5	香港フィルマート	未定	30	2019年3月	北東アジア	クリエイティブ産業課	03-3582-1671
8. イノベーション							
1	GITEX Future Stars	未定	25	2018年10月14日-17日	ドバイ	イノベーション促進課	03-3582-5770
2	Web Summit	未定	25	2018年11月5日-8日	ポルトガル・リスボン	イノベーション促進課	03-3582-5770
3	SLUSH	未定	25	2018年12月4日-5日	フィンランド・ヘルシンキ	イノベーション促進課	03-3582-5770
4	CES	未定	25	2019年1月8日-11日	米国・ラスベガス	イノベーション促進課	03-3582-5770
5	SXSW	未定	25	未定	米国・オースティン	イノベーション促進課	03-3582-5770
6	4YFN	2018年9月	10	未定	スペイン・バルセロナ	イノベーション促進課	03-3582-5770
9. 総合展							
1	ハバナ国際見本市	未定	未定	2018年10月	キューバ・ハバナ	展示事業課	03-3582-5541
2	中国中小企業博覧会	未定	未定	2018年10月	中国・広州	展示事業課	03-3582-5541
3	バグダッド国際見本市	未定	未定	2018年10月	イラク・バグダッド	展示事業課	03-3582-5541
4	テヘラン国際産業見本市	未定	未定	2018年10月	イラン・テヘラン	展示事業課	03-3582-5541
5	Macao International Trade and Investment	未定	未定	2018年10月18日-20日	中国・マカオ	展示事業課	03-3582-5541
6	ラゴス国際見本市	未定	96 (予定)	2018年11月2日-11日	ナイジェリア・ラゴス	展示事業課	03-3582-5541
7	第1回中国国際輸入博覧会	募集中 (6月30日締切)	未定	2018年11月5日-10日	中国・上海	展示事業課	03-3582-5541
8	カンボジア州一品展示会	未定	24	2018年12月	カンボジア・プノンペン	展示事業課	03-3582-5541
9	南米輸出チャレンジ事業	未定	未定	未定	ブラジル、チリ、 コロンビア	展示事業課	03-3582-5541



米国ミッション・マレーシア商談会のご案内

JETRO
ジェットロ大分

ご興味のある方はジェットロ大分までお気軽にお問い合わせください！
TEL:097(513)1868 E-mail:oit@jetro.go.jp 担当:二原(にはら)

米国(マイアミ、オーランド、ダラス)サービス産業海外進出支援ミッション



マイアミ、オーランドが位置するフロリダ州は、全米第3位の人口を誇り、年間1億人を超える観光客が訪れる成長市場であり、加えて成長著しい南米諸国とのビジネスの拠点として優位な立地にあることから、サービス産業の進出先として有望な市場です。また、ダラスが位置するテキサス州は、全米第2位の人口・面積を有していることに加え、日本の自動車産業の現地拠点がダラス近郊へ移転したことに伴い、関連産業の同都市への集積やそれに伴う日本人の集積が見込まれ、サービス産業のニーズが新たに生まれていると言えます。今般、ジェットロはマイアミ、オーランド、ダラスに、外食、流通・小売、理美容、教育等の業種に加え、製造業関連サービスを対象としてミッションを派遣します。皆様のご参加をお待ちしています。

ここがポイント！

- ◆現地商業施設、店舗訪問等を通じて、市場の最新動向および進出のためのノウハウを把握できます！
- ◆現地進出にあたってのビジネス・パートナー候補等とのネットワークを構築できます。

- 日 程：2018年8月2日(木)～6日(月)
- 訪問都市：米国・マイアミ、オーランド、ダラス
- 募集対象：外食、流通・小売、教育、理美容、
製造業関連サービス等のサービス産業企業
- 詳細：https://www.jetro.go.jp/events/sie/a7a1f88f3eb9ba61.html
- 申込方法：必要事項を上記ウェブページより登録
- 申込締切：2018年6月29日(金)



現地関係者とのネットワーキング

クアラルンプール日本産農水物・食品輸出商談会 2018



マレーシアは、2017年日本からの農林水産・食品輸出(金額ベース)において第13位の相手国(財務省貿易統計)で、食への関心が非常に高く親日的な国です。イスラム国家であり、マレー系を対象とした場合、現地で消費される食品に制限(ハラール)はありますが、中華系富裕層を中心に日本食は好まれクアラルンプール市内には日本食レストランが約600店舗あり有望な市場として注目を集めています。最近では、ハラール認証取得商品、水産物、酒類、菓子、レトルト食品、和牛などの需要も高まっています。ジェットロでは昨年に続き、現地バイヤー(輸入卸売業者、小売業者、レストラン関係者など)との海外商談会をクアラルンプールで実施します。マレーシアへの輸出にご関心のある事業者様は是非この機会をご活用ください。

ここがポイント！

- ◆現地のバイヤー(卸・小売・飲食)と直接会って商談できます！
- ◆出品料・通訳費は無料です。

- 日 程：2018年9月5日(水)～6日(木)
- 訪問都市：マレーシア・クアラルンプール
- 募集対象：日本産農水産物・食品を取り扱う企業、農業法人、生産者団体等
- 詳細：https://www.jetro.go.jp/events/afb/e2d286d7c6c02deb.html
- 申込方法：必要事項を上記ウェブページより登録
- 申込締切：2018年6月15日(金)



商談会の様子

ハワイ日系スーパー「マルカイ」との個別商談会 開催報告

大分県・一般社団法人大分県貿易協会

大分県と一般社団法人大分県貿易協会では、世界経済をけん引する米国市場への食品等の販路開拓及び拡大を図るため、米国ハワイ州の日系スーパー「マルカイ」(ドン・キホーテグループ)のバイヤー及び国内商社を招聘し、5月10日(木)・11日(金)の2日間、大分県庁にて県内の加工食品・日用雑貨関連企業を対象とした個別商談会を開催いたしました。

この商談会は、大分県貿易協会が、昨年11月に経済ミッション団をハワイに派遣し、現地でのビジネス展開の可能性を探る中で、既にハワイで販売されている椎茸や焼酎に加え、その他の大分県商材についての販路開拓・拡大の可能性を感じ、日系スーパー「マルカイ」のバイヤー等との個別商談会の開催について協議を進めてきたものです。

当該商談会への参加企業募集時、当初は2日間で20社程度の商談を予定しておりましたが、最終的には50社・団体から申し込みをいただき、限られた日程の中、書類選考を通過した36社・団体がバイヤーと商談を行いました。

この商談会で採用された商品は、ハワイのマルカイ店舗で開催予定の「Taste of Kyushu Fair」(平成30年10月開催)及び「九州フェア」(平成31年2月開催)に出品される予定であり、引き続き支援して参ります。

ハワイ日系スーパー「マルカイ」との個別商談会 概要

- ◆主 催 大分県・一般社団法人大分県貿易協会
- ◆協 力 大分市・株式会社大分銀行
- ◆開 催 日 2018年5月10日(木)・11日(金)
- ◆開 催 場 所 大分県庁舎本館7階71会議室
- ◆対 象 品 目 加工食品・日用雑貨
- ◆参加県内企業 36社・団体
- ◆出品商品数 204商品



商談風景

平成30年度 大分県の貿易

大分税関支署管内貿易概況（確報値）は、門司税関ホームページよりご覧いただけます。

1. 平成30年2月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

輸出額 553.8億円（前年同月比11.2%減）で17か月ぶりの減少。
有機化合物、銅及び同合金、船舶類などが減少。映像機器などが増加。

輸入額 985.3億円（前年同月比19.2%増）で2か月ぶりの増加。
銅鉱、原油及び粗油、鉄鉱石などが増加。石炭、揮発油などが減少。

(1) 港別輸出入額

港名（通関官署）

（単位：百万円、%）

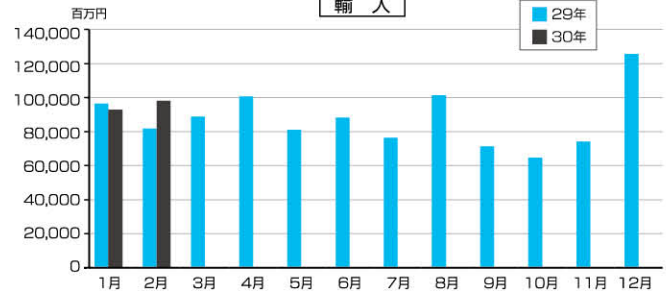
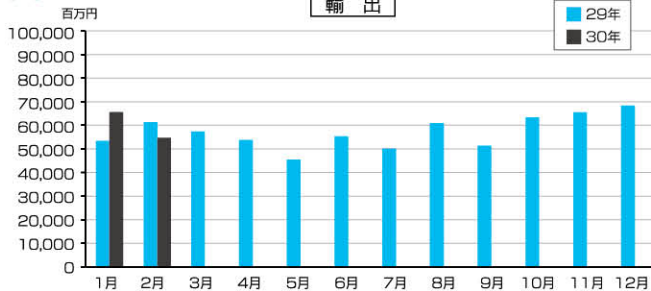
区分	輸 出			輸 入			差引額	
	価 額	前年同月比		価 額	前年同月比		出・入超	価 額
大分(大分)	54,677	89.1	16か月ぶりのマイナス	98,120	120.1	2か月ぶりのプラス	入超	43,442
佐伯(佐伯)	86	110.6	3か月ぶりのプラス	410	171.6	2か月連続のプラス	入超	324
津久見(津久見)	619	67.7	3か月ぶりのマイナス	1	0.1	2か月連続のマイナス	出超	618
大分空港(大分空港)	—	全減	12か月ぶりのマイナス	—	—		—	—
大分県	55,382	88.8	17か月ぶりのマイナス	98,530	119.2	2か月ぶりのプラス	入超	43,148

※港別貿易額は、各官署の通関額合計による。また、大分の実績には佐賀関港・中津港の実績を含む。

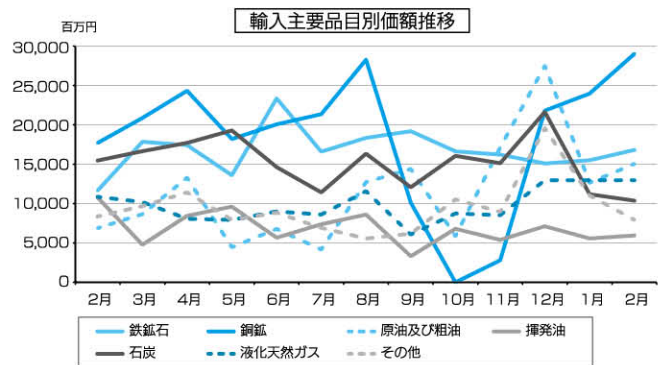
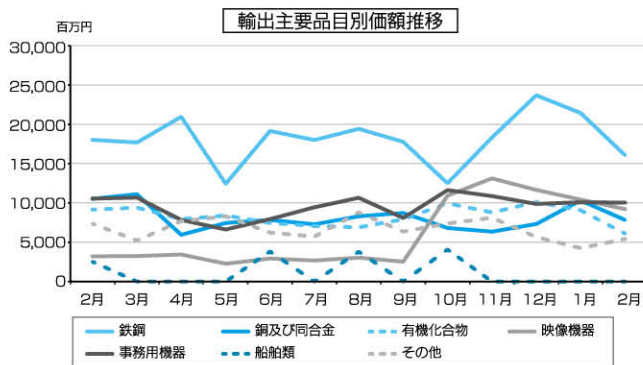
※大分県の価額欄は、各港毎の千円単位までの合計数値から四捨五入で算出。

※輸出は確報値、輸入は9桁速報値による。

(2) 大分港貿易額推移

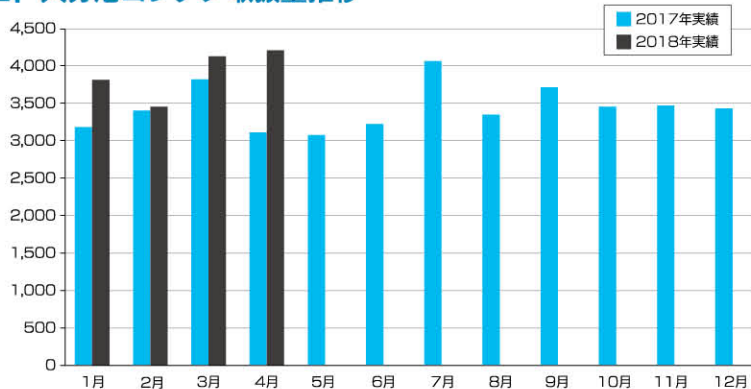


(3) 大分港輸出入主要品目



出所：大分税関支署

2. 大分港コンテナ取扱量推移



出所：㈱大分国際貿易センター

こんな時、ジェットロ大分をご利用ください

- 海外の経済、貿易情報を入手したい
- 海外投資に関する情報を収集したい
- 海外出張のサポートを受けたい
- 輸出品の販路を拡大したい
- 海外の見本市に出品したい

表紙は、2013年10月に閉館した大分文化会館の織帳にデザインされていた、大分市出身の画家、高山辰雄画伯の「明ける海」です。大友宗麟治下の府内（豊後国）に南蛮船が寄港する様子が描かれており、大分における海外貿易の長い歴史が想起させられる絵画です。



高山辰雄「明ける海」大分市所蔵

窓口相談も行っています、お気軽にお立ち寄りください。



日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター

〒870-0037 大分県大分市東春日町17-19
大分ソフィアプラザビル4階
TEL.097-513-1868
FAX.097-513-1881
✉ oit@jetro.go.jp
<http://www.jetro.go.jp/oita/>

（一社）大分県貿易協会

〒870-0266 大分市大字大在6番
大分国際貿易センタービル4階
TEL.097-592-5932
FAX.097-593-3338
✉ info@oita-fta.jp
<http://www.oita-fta.jp>